



| | |
|--------------|---|
| Title | 大都市におけるジェンダーと政治 : 女性の代表の実証分析 |
| Author(s) | 芦谷, 圭祐 |
| Citation | 大阪大学, 2021, 博士論文 |
| Version Type | |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/81931 |
| rights | |
| Note | やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。 |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

| | |
|--|-----------------------------------|
| 氏 名 (芦 谷 圭 祐) | |
| 論文題名 | 大都市におけるジェンダーと政治 ——女性の代表の実証分析—— |
| 論文内容の要旨 | |
| <p>本稿の目的は、日本の大都市において、代表制がどのように機能しているのかを実証的に明らかにすることである。具体的には、1990年代以降の政令市を事例として、女性が議会でどのように代表されているのかを実証的に明らかにする。これまで日本では女性議員が少なく、女性政策も十分でないことが指摘されてきた。このような状態で、女性は公的な領域においてどのように代表されているのだろうか。</p> <p>第二章では、代表論における実証研究と政治理論の蓄積を整理し、本稿が何を検証すべきなのかを明らかにした。多くの実証研究では、有権者と議員の間に本人—代理人論が成立することを前提とした理論枠組みの下で、社会に既に存在する「本人」の利益が、「代理人」によって代表されているのかが分析されている。しかしながら、人々のアイデンティティや集団の組織率が低下した今日において、代表される利益とは、社会に既にまとまった形で存在していない。特に、「女性の利益」はその内容が自明でないため、代表されるべき「女性の利益」を分析の前にあらかじめ定義せずに分析する必要がある。本稿では、このような前提に立ちつつ、実証研究では記述的代表、実質的代表、象徴的代表の三つに関する政治的局面についての実証研究を行う必要があることを明らかにした。</p> <p>第三章では、三つの政治的局面を統一的な観点から説明する理論枠組みとして「過少代表における政治的競争モデル」を提示した。この理論に従えば、有権者、政党、議員のそれぞれの政治的アクターは女性の政治的過少代表を踏まえながら、制度的制約の下で自らの効用を最大化すべく行動している。第四章以降の実証分析で、この理論枠組みから得られた仮説を検証していく。</p> <p>第四章では、記述的代表に関する実証研究を実施した。1989年から2017年までの政令市議会議員選挙のデータを用いた実証分析によって、以下のことを明らかにした。個人投票誘因の強い選挙制度の下で女性議員の数が少ないと、女性候補は女性というだけで注目されやすい。そこで政党は、自党の現職女性がいる選挙区では、彼女の利益を尊重して新人女性を擁立しない一方で、対立的な関係にある政党の現職女性がいる選挙区には積極的に新人女性を擁立している。政党は、議席数を最大化するために、新人女性を時に現職女性の対抗馬として擁立しているのである。</p> <p>第五章と第六章では、実質的代表に関する実証研究を実施した。第五章では、量的テキスト分析を用いて、政令市どのようなものとして「女性の利益」が代表されているのかを探索的に明らかにした。分析からは、女性は男女共同参画や保育政策において代表されやすいことが明らかになった。</p> <p>第六章では、誰がこの二つのトピックについて発言しているのかを計量的に明らかにした。分析からは、次のことが明らかになった。男性議員よりも女性議員の方が積極的に、二つのトピックに発言している。さらに保育政策においては、議員の所属政党は有意な効果を有しておらず、議員のジェンダー差も選挙区の女性議員の数が増加するにつれて小さくなっている。これは、女性議員の数が少ない中で、女性議員が保育政策を積極的に取り上げ、女性の利益を推進することによって他の男性議員と差別化していることの表れだと解釈できる。他の政策争点と比較しても、保育政策は女性議員のみが積極的に取り上げているという点で特徴的な争点である。</p> <p>第七章では、女性政治家の存在が有権者の政治参加にどのような影響を与えるのかを明らかにした。分析からは、選挙区の女性候補の数が増加するにつれて、有権者の投票率が上昇することが分かった。さらに、この効果は選挙区の女性議員の数が増加するにつれて小さくなっている。女性議員の数が少ない状況では、一部の有権者が女性候補を増加させるために投票参加する傾向にあることが明らかになった。</p> <p>第八章は結論である。得られた分析結果をまとめ、代表過程の全体的な評価を行った。政令市議会では、女性議員が少ない中で、政党と議員によって「女性議員が女性の利益を代表する」という状態が提示されており、それが男女問わず有権者に受け入れられている。女性議員の数が少ない中で、女性議員は有権者や政党が女性議員に期待する役割をある程度果たしている。そのような有権者や政党からの期待が女性議員の行動を制約する可能性もあるが、このような合理的なアクター間の政治的な競争の結果として、女性の利益が推進されているのである。</p> | |

論文審査の結果の要旨及び担当者

| 氏 名 (芦 谷 圭 祐) | | |
|-----------------|-----|-------------|
| | (職) | 氏 名 |
| 論文審査担当者 | 主 査 | 教 授 北村 亘 |
| | 副 査 | 教 授 上川 龍之進 |
| | 副 査 | 准 教 授 濱本 真輔 |

論文審査の結果の要旨

2021(令和3)年1月12日14時より論文審査を行ったが、芦谷圭祐氏の博士学位請求論文「大都市におけるジェンダーと政治 ―女性の代表の実証分析―」は審査委員全員一致で博士(法学)を授与するのにふさわしい論文だと判断した。そこで、本論文の要約を紹介し、判断理由を述べることにする。

本論文は、日本政治において代表制がどのように機能しているのかということを実証的に分析したものである。具体的には、1990年代以降の政令市の議会に焦点を当て、「女性」が議会でどのように代表されているのかを実証的に明らかにする。これまで日本では女性政治家が極端に少ないと指摘されてきたが、女性は政治的な領域においてどのように代表されているのかは十分に明らかにされていなかった。本論文は女性の代表の観点から日本政治を再検討する試みであり、研究上だけでなく実務的にも大きな挑戦であるといえる。

第2章では、代表論における実証研究と政治理論の蓄積を整理し、本研究が検証すべき点を明らかにしている。政治行動に関する実証的研究では、有権者と議員の間に本人―代理人論が成立することを前提とした理論枠組みの下で、社会に既に明示的に存在する「本人」の利益がどの程度「代理人」によって代表されているのかということが分析されている。しかしながら、人々のアイデンティティや集団の組織率が低下した今日において、代表される利益とは、社会に既にまとまった形で存在しておらず、分析の所与として扱うことは難しい。特に、「女性の利益」の場合、いろいろな立場の女性を包含しており、女性の利益の内容を自明視することはできない。代表されるべき「女性の利益」を定義する作業に拘泥することなく女性の利益がどのように代表されているのかという分析方法を模索する必要がある。そこで、本論文は、従来の規範的な政治理論の先行研究を丹念に検討し、実証研究を行うにあたっては、記述的代表、実質的代表、象徴的代表の三つに関する政治的的局面について研究を行う必要性がある点を強調している。

第3章では、上記の3つの政治的的局面を統一的な観点から説明する理論枠組みとして「過少代表における政治的競争モデル」を提示している。この理論によれば、有権者、政党、議員のそれぞれの政治的アクターは女性の政治的過少代表を踏まえながら、制度的制約の下で自らの効用を最大化すべく行動しているという。ここで提示された仮説が以下の各章の実証分析で検証されていくことになる。

第4章では、記述的代表に関する実証研究を実施している。1989年から2017年までの政令市議会議員選挙のデータを用いた計量分析によって、女性候補者を擁立する条件を明らかにしている。個人投票誘因の強い選挙制度の下で女性議員の数が少ないと、女性候補は女性というだけで注目されやすい。そこで政党は、自党の現職女性がいる選挙区では、彼女の利益を尊重して新人女性を擁立しない一方で、対立的な関係にある政党の現職女性のいる選挙区には積極的に新人女性を擁立している。政党は、議席数を最大化するために、新人女性を時に現職女性の対抗馬として擁立するのである。

第5章と第6章では、実質的代表に関する実証研究を行っている。第5章では、量的テキスト分析を用いて、政令市ではどのようなものとして「女性の利益」が代表されているのかを探索的に明らかにした。分析からは、女性は男女共同参画や保育政策において代表されやすいことが明らかになった。第6章では、誰がこの2つのトピックについて発言しているのかということを実証的に分析し、男性議員よりも女性議員の方が積極的に2つのトピックに発言していることを明らかにしている。さらに、保育政策においては、議員の所属政党は有意に効いていないこ

とや、議員のジェンダー差も選挙区の女性議員の数が増加するにつれて小さくなっていることも明らかにしている。これは、女性議員の数が少ない中で、女性議員が保育政策を積極的に取り上げ、女性の利益を推進することによって他の男性議員と差別化していることの表れだと解釈できる。他の政策争点と比較しても、保育政策は女性議員のみが積極的に取り上げているという点で特徴的な争点であると計量的に指摘している。

第7章では、女性政治家の存在が有権者の政治参加にどのような影響を与えるのかを明らかにしている。分析からは、選挙区の女性候補の数が増加するにつれて、有権者の投票率が上昇することが分かった。さらに、この効果は選挙区の女性議員の数が増加するにつれて小さくなっている。女性議員の数が少ない状況では、一部の有権者が女性候補を増加させるために投票参加する傾向にあることが明らかになった。

第8章の結論では、得られた分析結果をまとめ、代表過程の全体的な評価を行っている。政党は、議席最大化を目指すために現職女性議員を優先して、新人女性候補の追加的な擁立には消極的になることや、対抗政党が女性議員を擁立しているときには、あえて新人女性候補を擁立して競争するという点を指摘し、女性議員の擁立における政党の重要性を強調している。また、男女共同参画と保育の分野において女性議員が女性の代表であるとして議会内で行動することも指摘している。

さて、以上の内容について、審査委員全員が3つの意義を認めているところである。第1に、本研究は、規範的な政治理論研究と実証的な代表制、議員行動研究との架橋を図っているという点である。ジェンダーと政治の関係については、規範的な政治理論が中心であるが、データに基づく実証的研究の成果による裏付けが非常に乏しいところであった。他方、実証的な代表制、議員行動研究は、ジェンダーを真正面から取り上げることがまだまだ十分とはいえない。その点で本研究は、規範的な研究成果から実証的な命題を導出し、実際に統計的な分析によって鮮やかに証明しているという点で画期的である。

第2に、ジェンダー研究としても、記述的な代表観が実証分析では中心となっているのに対して、本研究は、実質的代表観や象徴的代表観も実証しているという点で、ヨーロッパやアメリカの最新のジェンダー研究とも十分に競合できる水準を維持しているといえる。しかも、定性的なデータを定量的なデータに置き換えて分析する際に、テキスト分析という手法を用いていることも注目すべき点である。テキスト分析についても十分な方法論的な検討も行っており、今後、他の分野への応用も十分に期待することができよう。

第3に、過少代表の政治的競争モデルにおいて「過小代表」という状況的な変数をモデルに組み込んでいる点もオリジナリティが高いといえる。必ずしも決定論的なモデルではなく、モデルのどの部分が変化すれば導き出される仮説が変化するかということが明示的になっている点で、ますます実証分析で同モデルを応用していく萌芽も見出せよう。

ただ、課題もある。第1に、政党側の女性候補擁立のメカニズムは明らかになっているが、そもそも女性がどのような条件のときに立候補を目指すのかということが十分に明らかになっていない。女性の利益の中で、どのような利益を追求したい女性が立候補するのだろうかということを解明してはじめて包括的な女性政治家の誕生に関する研究となると考えられる。第2に、政治的競争というときに、誰と誰との何のための競争なのかという点も十分に明らかにしてから分析をしているとはいえない点もある。なぜ女性議員が少ないときに積極的に女性政策について発言をしていくのかということについても説得的なロジックがあるとはいえない。また、現時点では現職優位や現職再選率の高さが女性政治家の参入を妨げているという議論を展開するときにも、初期設定ともいえるべき最初の選挙で女性議員が少ないことはジェンダー研究が指摘するような保守的な家庭の価値観が作用しているからなのかどうか、また、最初にそれでも立候補して当選した女性議員をどのように説明するのかという点でもロジックが明示的ではない。第3に、特定の政策分野への関与で代表を議論することは、財政などの政策的な帰結で議論することに対してどの程度妥当なのかという点でもやはり疑問が残る。

しかし、これらの点は、学位取得後にさらに研究を進めていくことで十分に解明できることであり、本論文の価値を下げるものでは決してない。むしろ、論理的な議論の展開であるがゆえに見つけることができる課題である。今後の研究に大きな期待ができる労作であり、大阪大学博士(法学)の授与に十分に値する業績といえる。

なお、剽窃確認ツールを用いて本論文に剽窃がないことを確認している。

以上